

令和 7 年

南部町議会第1回臨時会会議録

令和 7 年 4 月 2 5 日

山 梨 県 南 部 町 議 会

令和7年南部町議会第1回臨時会

議事日程（第1号）

令和7年4月25日

（金）

午前10時00分 開会・開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事件の承認について
(南部町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 5 報告第 2 号 専決処分した事件の承認について
(南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 議案第 47 号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 48 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議員派遣の件について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 芦澤潤一郎 | 2 番 | 望月 憲之 |
| 3 番 | 望月小五郎 | 4 番 | 塩津 悟 |
| 5 番 | 高橋 茂広 | 6 番 | 小泉 昇一 |
| 7 番 | 望月光彦 | 8 番 | 仲亀佳定 |
| 9 番 | 若林良一 | 10 番 | 木内 秀樹 |

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

2 番 望月憲之

3 番 望月小五郎

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長	佐野 和広	教 育 長	市 川 隆
総 務 課 長	遠藤 一明	税 務 課 長	金 井 貴
学校教育課長	若林 将基	生涯学習課長 (兼)公民館長	遠藤 賢

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 渡辺 正樹

開会 午前10時00分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和7年 第1回臨時会の開会にあたり、
一言、ごあいさつを申し上げます。

トランプ政権による関税措置に、本格的な日米の交渉が始まっております。激化する米中の
対立も深まり、情勢は日々変化しており、その動きに各国が 翻弄されております。

国内では6割を超える企業が、その影響を不安視しており、現状では、長期的な視点で、情
勢を見極めていくしかなく、政府は、難しいかじ取りを迫られております。

さて、先日開催された、たけのこまつりは、あいにくの悪天候でしたが、直売所には、朝か
ら、傘を差した人々の行列ができており、会場にも多くの人々が集(つど)いました。

肌寒い、雨の中でしたが、たけのこの収穫や、まつりを楽しみにしている人々が 多くいて
くれること、町の一大イベントとして、定着していること を実感し、喜ばしく思いました。

また、今月には、オープンの前から、大きく話題となっていた、南アルプス市のコストコも
オープンし、山梨の新たな集客施設が誕生しました。県外からの集客に、中部横断自動車道の
交通量が増えることが予想され、通りに面する、本町だけではなく、峡南地域全体の活性化に
繋がる、一つの要因となることにも、期待をするところです。

それでは、本臨時会の円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあ
いさつといたします。

○議長（木内秀樹君）

ただいまから、令和7年南部町議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、令和7年南部町議会第1
回臨時会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において2番 望月憲之
議員および3番 望月小五郎議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りと致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第 3 諸報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、町長および教育委員会の教育長に出席を求めたところ、お手元に配付のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告致します。

次に、請願、陳情等についてであります。本臨時会に付する請願、陳情等はありません。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第 4 報告第 1 号 専決処分した事件の承認について

南部町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 報告第 2 号 専決処分した事件の承認について

南部町 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 47 号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 48 号 教育委員会委員の任命について

以上、4 件について、会議規則第 37 条の規定により一括議題とし、町長に提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第 1 回臨時会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り議会が開催できますことに、心から感謝申し上げます。

それでは、本臨時会に提案をさせていただきました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本臨時会への提出議案は、専決処分した事件の報告が 2 件、条例の一部改正が 1 件、教育委員会委員の任命についての人事案件が 1 件の、合計 4 件ありますが、はじめに、人事案件を除いた議案の提案理由の説明をさせていただきます。

議案集 3 ページをお開きください。

報告第 1 号 専決処分いたしました南部町税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法施行令および国有財産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、南部町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから専決処分をしたものです。

続いて、議案集 7 ページ、報告第 2 号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから専

決処分をしたものです。

次に、議案集10ページ、議案第47号南部町税条例の一部を改正する条例についてありますが、報告第1号と同じく地方税法施行令および国有財産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、公布されたことに伴い、南部町税条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

以上が、本臨時会に提案をさせていただいた条例関係の説明ですが、詳細な内容につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

日程第4 報告第1号、日程第5 報告第2号および、日程第6 議案第47号 について、
金井税務課長。

○税務課長（金井貴君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

次に、質疑・討論・採決を行います。

まず、質疑を行います。

質疑は、順次行います。

端末資料③、議案集3ページをお開きください。

はじめに、日程第4 報告第1号 専決処分した事件の承認について（南部町税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第1号の質疑を終結いたします。

次に、議案集7ページ、日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認について（南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第5 報告第2号の質疑を終結いたします。

次に、議案集10ページ、日程第6 議案第47号（南部町税条例の一部を改正する条例の制定）について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第47号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

日程第4 報告第1号から、日程第5 報告第2号の専決処分した事件の承認について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第4 報告第1号から、日程第5 報告第2号の討論を終結いたします。

次に、日程第6 議案第47号 南部町税条例の一部を改正する
条例の制定について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第6 議案第47号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1議案ごとに、順次行います。

まず、日程第4 報告第1号 専決処分した事件の承認について、南部町税条例の一部
を改正する条例については、原案のとおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第4 報告第1号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5 報告第2号 専決処分した事件の承認について、まず日程第4 報告第1号
専決処分した事件の承認について、南部町税条例の一部を改正する条例については、原案の
とおり承認することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第5 報告第2号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第47号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定については、原
案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第47号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案集16ページ、日程第7 議案第48号 教育委員会委員の任命について、
町長に 提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、議案第48号の人事案件につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案集16ページ、議案第48号 教育委員会委員の任命についてであります。望月聡美
教育委員の任期が令和7年4月30日をもって満了となりますが、望月聡美氏を引き続き任命
するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同
意を求めるものであります。任期は、令和7年5月1日から令和11年4月30日までの4年
間となります。

以上が、教育委員会委員の人事案件となりますが、ご議決を賜りますようお願い申
し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

この件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して直ちに採決に入ることに決定いたしました。

日程第7 議案第48号 教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第48号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、令和7年南部町議会第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控室にご集合ください。

閉会 午前10時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年4月25日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

望 月 憲 之

会議録署名議員

望 月 小 五 郎

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長

渡 辺 正 樹

